

令和3年度 近畿農政局水土里の環境創造懇談会（第1回） 議事概要

1. 日 時 令和3年11月5日（金）15:05～16:45

2. 場 所 愛知川沿岸土地改良区 会議室

3. 出席者

（近畿農政局水土里の環境創造懇談会委員）

神戸大学 理事・副学長

河 端 俊 典

フリージャーナリスト

古 谷 千 絵

（近畿農政局）

農村振興部長、事業計画課長、淀川水系土地改良調査管理事務所長

4. 現地視察

①永源寺ダムストックヤード → ②永源寺ダム堤体 → ③排砂バイパス（吐口）予定地付近 → ④御園中部団地 → ⑤団体営農地基盤整備対策事業「五智地区」

5. 議事概要

- ・「近江東部地区」環境調査方針（案）について
- ・「東近江地区」環境調査方針（案）について

・「近江東部地区」環境調査方針（案）について

○委員

P18 の調査方針について、近江東部地区と東近江地区の両地区で同じような内容で整理されている。地区ごとの特徴にそれぞれ対応できるような調査方針とすべきではないか。

○農政局

ご指摘を踏まえ、各地区の特徴を踏まえた調査方針を整理する。

○委員

資料 P45 の地元環境配慮検討委員会構成員を見ると、地域住民代表が1名しかいない。農林水産省の事前評価に用いる新規地区採択チェックリストの優先配慮事項では、環境への配慮に関して「地域住民の参加や地域住民との

合意形成への取組」を挙げている。地域住民が1名しかいない状況で合意形成への取組を行ったと言えるのか。

○農政局

今後、環境配慮計画を策定する過程で、ご指摘の点については検討したい。

○委員

環境調査方針について、プレゼンテーション資料のような形で整理されているが、文章としては整理しないのか。

○農政局

現在の形で環境調査方針とすることを考えている。

○委員

資料は公表となるので、動植物の区別が明確にできるよう写真を整理する、出典や著作権の確認、鮮明な図を使用する等し、分かりやすく取りまとめるべき。

○農政局

ご指摘を踏まえて資料を修正する。ただし、資料の公表に当たっては、希少種保護等の観点から一部の情報を特定できない形で行うことを考えている。

○委員

近年、大雨で異常気象となっており、土砂の堆積が進みやすい状況だと考えられる。事業の実施に当たっては、30年から40年後を考え、将来的な維持管理のしやすさも考慮した設計として頂きたい。

○農政局

ご指摘の点について留意する。

○委員

P27等を見ると、既に実施済みの調査があるが、調査は終わっているにも関わらず調査方針を諮るのはなぜか。

○農政局

通常の地区は、地区調査1年目に環境調査方針を決定するが、本地区は整備

構想の決定に時間を要したことや、新型コロナウイルスの拡大により昨年度の当懇談会延期が余儀なくされたこと等により、調査方針を諮るのが今の時期になった。

○委員

P30 では令和 4 年度に環境調査を行う計画になっていない。

○農政局

令和 4 年度は環境配慮計画の取りまとめ年度であり、調査期間は短くなるが環境調査計画を行う予定。資料を修正する。

○委員

資料公表に当たり、環境調査方針の検討が本年度となった経緯が分かるよう整理すること。

○農政局

ご指摘を踏まえ修正する。

・「東近江地区」環境調査方針（案）について

○委員

資料 P40【修正後資料 P41】を見ると、地元の環境配慮計画検討委員会に地域住民が参加していない。環境配慮計画策定に当たって地域住民の意見が反映されるのは、環境調査方針検討時、環境配慮計画の検討時の 2 回だけだ。本地区では地域住民の意見を聞く機会があと 1 回しかない。貴重な機会を活用しなかったのはなぜか。

○農政局

地域住民の意見を聞く機会が 1 回だけということはない。今年度開催する 2 回目の地元の環境配慮計画検討委員会では、地域住民にも参画頂くこととする。これまでの検討経緯等についても、環境配慮計画検討委員会開催前に、地域住民代表に説明することとする。ご指摘の令和 3 年 9 月 14 日開催の地元の環境配慮計画検討委員会に地域住民が参加していなかったことについては、反省すべきと考えている。

○委員

地域の一般住民の参加にこだわるには理由がある。

平成 24 年度に滋賀県で公表された「地先の安全度マップ」という資料がある。本資料は地域の水害のリスクが一目で分かるようになっているものであるが、農業用排水路からの氾濫リスクも考慮したものとなっている。本事業についても県の取組と連携していくべきだ。区画整理事業だから非農家は関係ないということではない。

○農政局

農林水産省においては、平成 14 年度から事業計画概要の公告を行う等、地域住民に事業計画を周知し、広く意見を徴集する取組を行っている。また、事業計画について、地元で広報活動を行う取組も行っている。一方、本件のプロセスは環境配慮の検討である。ご指摘のとおり環境配慮に関し、できるだけ早い段階から地域住民に参画頂く必要はあるが、環境配慮計画は事業計画全体から見ると検討の範囲が限られるため、本件は事業計画全体の話とは切り分けて考えて頂きたい。

○委員

資料 P19【修正後資料 P20】を見ると、排水路の暗渠化と記載されているが、スマート農業との関連はあるのか。

○農政局

将来、農機を遠隔操作する際、排水路が開水路のまま残っていると、農機が落下する危険性がある。

○委員

資料 P20【修正後資料 P21】を見ると、水路の消失と記載されているが、開水路の消失であると正確に記載した方が良い。

また、資料 P33 や P34【修正後資料 P34、P35】等の表において、動植物の記載順は何に基づくものなのか。

○農政局

水路の記載についてはご指摘のとおり改める。

動植物の記載順の根拠は再確認の上、分かりやすく整理する。

○委員

本地区は扇状地なので地形に沿って横方向に区画を拡大するのか。

○農政局

愛知川沿い以外では、縦方向にも区画を拡大できる。

○委員

自動給水栓以外に地下かんがいも考えていないのか。

○農政局

自動給水栓以外にも地下かんがいや地下水ポンプを組み合わせ、水利用の効率化を考えている。

○委員

永源寺ダムでは治水協定を締結しているのか。

また、田んぼダムの検討は行わないのか。

○農政局

治水協定については、令和2年5月に締結されている。

田んぼダムについては、地元とこれから議論を行う予定。

以上

令和3年度 近畿農政局水土里の環境創造懇談会（第1回） 議事概要

1. 日 時 令和3年11月9日（火）14:50～16:25

2. 場 所 愛知川沿岸土地改良区 会議室

3. 出席者

（近畿農政局水土里の環境創造懇談会委員）

滋賀県立大学環境科学部 教授

大久保 卓也

兵庫県立大学自然・環境科学研究所 教授

石田 弘明

大阪府立大学学術研究院 助教

工藤 庸介

（近畿農政局）

事業計画課長、淀川水系土地改良調査管理事務所長

4. 現地視察

①永源寺ダムストックヤード → ②永源寺ダム堤体 → ③排砂バイパス
（吐口）予定地付近（雨天のため永源寺ダム管理事務所にて資料等で確認） →
④御園中部団地 → ⑤団体営農地基盤整備対策事業「五智地区」

5. 議事概要

- ・「近江東部地区」環境調査方針（案）について
- ・「東近江地区」環境調査方針（案）について

・「近江東部地区」環境調査方針（案）について

○委員

P16の地域環境に係る課題の景観部分に関して、「排砂バイパスの設計に当たっては、周辺景観との調和に配慮する必要」との記載があるが、排砂バイパス吐口に関しては、工事用仮設道路等により景観を損なうことも想定される。設計だけではなく、工事中、施工時等についても記載されている方がよい。

P21に関して、工事中の事業によるインパクトとして「土地の改変」が挙げられているが、周辺環境へのレスポンスとして景観についても記載されている方が、工事中の配慮も行われていることが分かりやすいのではないかと。P22に関しても、事業による影響を受けるおそれのある環境要素として、景観も該当していることが分かるよう整理頂いた方がよい。

P44 に関して、景観の調査結果の概要として神社等について記載されている。本地区での良好な景観要素であることは理解できるが、本事業との関連が良く分からなかった。例えば排砂バイパス呑口にゲートを画像で合成してみても、さほど見えないからそれほど問題が無い、秋には紅葉に対してコンクリートの色が目立つから色彩の配慮が必要等、対策に関する記載が必要ではないか。

○農政局

P16、P21、P22 について、ご指摘の点を検討する。

P44 のご指摘の点について、今回の資料は調査方針であるため、地区の景観要素を把握することを目的とした整理としている。具体的な対策案は、整備構想が固まってから、来年度の環境配慮計画策定の過程において検討したい。

○委員

結果として記載しにくいかもしれないが、P44 についても P41、P42 の「調査結果の概要」のような調査意図が分かる文言があれば、資料が明確になる。

○農政局

記載を検討する。

○委員

P28、P29 では「供用後の環境への影響を把握するための調査」と記載されているが、工事前の状況を把握することはしないのか。

○農政局

「供用後の環境への影響を把握するための調査」は現況調査のことを指しており、工事前の調査は行う。P27 等を見て頂くと施工前に調査をすることが分かる。

○委員

P28 では植生断面調査を行うこととしているが、その意図を教えてください。植生図があれば十分ではないか。

現地調査参考資料の P3 において、地域の重要種の確認結果が記載されている。本事業により植物の生息環境が失われることが想定されるので、移植に向け、予め類似環境を探索するような調査を行うと良いのではないかと。

○農政局

ご指摘の点を踏まえ、調査方法を検討することとしたい。

○委員

排砂対策は重要と考えるが、バイパス排出先で土砂が堆積することはないのか。工学的な専門家と議論しながら予測しているのか。

○農政局

本件は河川の土砂管理に係る有識者に既に3回説明しており、バイパスによる排砂予測の解析に加えて、排出先となる下流河川のシミュレーションも鋭意行っているところ。実際には洪水時の放流なので流入水量に対する土砂の割合は体積的に僅かであり、流入土砂のうち砂礫の割合は2割以下と推定している。このため、今のところ吐口付近に大量の土砂が堆積することは想定していない。今後ともシミュレーションや河川管理者との調整等をしっかり行い、河川全体の土砂管理の観点で関係機関と調整を図っていきたい。

○委員

P21で「洪水時の湖内流入量の減少」と記載されているが、表現が分かりにくい。「洪水時のダム貯水池内」等と明記した方が良い。また、流入量とは、水、土砂のどちらを指しているのか、明記した方が良い。

洪水時に水が流入するのは、ダム湖を希釈する効果もある。洪水時に水が流入する量が減ると、ダム湖でプランクトンが増える可能性がある。調査手法において、クロロフィル等、プランクトンの増殖を確認できる指標を測定することを考えてはどうか。

○農政局

分かりやすい表現となるよう検討する。この湖内流入については、水量でなく土砂の負荷を指している。事業によるダム湖への流入土砂の減少で水の濁度が低下し、水質環境にはポジティブな影響があると考えている。永源寺ダムは年間4回転程度の水利用をしており、これまで深刻な富栄養化は見られていないが、ご指摘の調査は検討したい。また、本ダムは県の管理で定期的に水質調査も行っていることから、課題があれば相談させて顶きたい。

○委員

P28を見ると供用後に愛知川頭首工下流において調査するようだが、P25では工事中に愛知川頭首工下流における調査が記載されていない。工事中は調

査しないのか。工事中に濁水が出てこないことが分かっているためか。

○農政局

P25、P28 とも工事前に行う現況調査のことを指している。そのことが分かるように表現を改める。なお、工事中の濁水対策は適切に行い、水質に影響が出ないようにする。

○委員

P28 のように「供用後の環境への影響を把握するための調査」と記載すると、供用開始後に調査するようにも読めるので誤解を招く可能性がある、表題の記載を改めてはどうか。

○農政局

ご指摘を踏まえ記載を検討する。

○委員

P29 では愛知川頭首工下流で調査することとなっているが、なぜ下流地点のみで調査を行うのか。頭首工の上下流で魚類相が変わっている可能性があるので、頭首工直上流地点で調べるべきではないのか。

○農政局

P29 の脚注に記したとおり、下流河川の調査範囲は、愛知川頭首工により河川の連続性が途切れるものとして、頭首工下流 500m までを対象として設定した。魚類調査に関する上流地点としては、ダム直下地点のほか、支川（和南川）合流地点付近を代表として考えている。

○委員

現地調査参考資料で排砂バイパスの呑口、吐口について調査結果が記載されているが、新設する土砂溜め施設の調査結果（重要種）があれば教えて頂きたい。

○農政局

土砂溜め施設予定地では植物のみ調査しているが、●●●が 5 体ほど見つかった。

・「東近江地区」環境調査方針（案）について

○委員

P15【修正後資料 P16】で国道 307 号沿いは「景観形成重点地域」に指定されているとのことだが、その理由は何か。具体的な記述があった方が良い。本事業による整備が、国道沿いの景観形成重点区域に沿う形での変化になるか疑問なので、その辺りも含めて表現を見直してはどうか。

○農政局

ご指摘について検討する。

○委員

P20【修正後資料 P21】で「施設の新設・改修」という項目があるが、新設する施設は水路と農道以外にあるのか。あえて「施設の新設・改修」の項目を作らずとも、「水路整備」「農道整備」の周辺環境への影響として、「景観の変化」を記載してはどうか。

○農政局

新設施設として水路と農道以外に給水栓や補給用の地下水ポンプの自動化等を検討しているが、景観に影響を与えるようなものではない。表の整理については、ご指摘の記載を検討する。

○委員

事業による影響としてマイナス面ばかり記載されているが、排水路の暗渠化で維持管理が容易になり、その結果、景観が改善するといったことも考えられるので、事業に関するポジティブな内容も含めて記載を検討頂きたい

○農政局

ご指摘を踏まえて検討する。

○委員

P32【修正後資料 P33】は近江東部地区同様の指摘となるが、景観について調査意図が分かる文言を追記した方が良い。

同ページにおいて、御園東部団地と下羽田団地を地区の代表として掲載しているのか。

○農政局

調査意図が分かる文言を記載する。

ご指摘の 2 団地を代表として掲載しているが、本地区は 11 団地で構成されており、その他の団地においても景観調査を行っている。

○委員

P32【修正後資料 P33】で「人のまなざし量が多く」という表現があるが、曖昧な表現に感じられる。交通量が多いから人の目が向く等の理由があると思われるので、具体的な記載となるよう留意されたい。

○農政局

ご指摘の点を修正する。

○委員

P23【修正後資料 P24】で調査方法としてライン調査が記載されている。P27【修正後資料 P28】ではライン上以外の結果も記載されている。面的な調査をしているのであれば、それが分かるように整理した方が良い。また、ラインの選定意図と基準等を教えて頂きたい。

保護樹木調査について P23【修正後資料 P24】で触れられていない。追加した方が良いのではないか。

○農政局

植物調査のラインは、各団地内の道路と水路沿いを中心に踏査しているが、詳しい設定方法・調査方法は再度確認し、分かりやすく記載することとする。

保護樹木については、地域の環境に係る有識者の意見を踏まえ、P23【修正後資料 P24】の欄外に令和 3 年度調査として記載している。表に入れるよう、表現は修正する。

○委員

排水路の暗渠化等で生物に影響が出ると思われるが、P20【修正後資料 P20、P21】では事業によるマイナス影響への対策が記載されていない。どのように事業による影響を軽減するのか記載しないのか。

○農政局

P18【修正後資料 P19】記載のとおり、今回は環境調査方針を検討する段階。移植や移動等の具体的な対策については、令和 5 年度までに環境配慮計画検

討を行い、事業実施に引き継ぐ。

○委員

調査地点は、予め生物の生息場所が分かった上で決定しているのか。

○農政局

例えば P29【修正後資料 P30】では●●●の調査を記載しているが、地域の環境に係る有識者から山際の排水路で調査して欲しい等の意見を受けて調査している。

○委員

鳥類はどのように調査するのか。

○農政局

植生のライン調査と併せて調査する。また、ライン付近に鳥類が営巣しそうな場所があれば、継続的に定点で観察する。

○委員

本地区で哺乳類はどのようなものが確認されているのか。

○農政局

資料 P34【修正後資料 P35】に記載しているが、希少種として●●●、●●●等が確認されている。

○大久保委員

地区が広範だが、調査場所選定はどのように行うのか。

○農政局

P26、P27【修正後資料 P27、28】に記載のように、生物調査前に水路のネットワーク調査を行い、通年水が流れている水路で魚類の調査を行う等している。調査方法が簡略的な記載となっているので、調査場所選定の観点等を詳しく記載することとする。

以上